

令和2（2020）年8月

特定非営利活動法人
全国足紋普及協会の活動ご案内

- 設立 令和2年2月27日
(NPO 法人登記 令和2年6月3日)
- 事務所 〒140-0013
東京都品川区南大井 6-7-10 三栄ビル
電話 03-3298-2300 FAX 03-5763-5531
E-mail jimukyoku@sokumon.com
HP <https://www.sokumon.com>
- 役員
 - 理事長 稲葉光彦（常葉大学学事顧問・法学博士<社会保障>）
 - 副理事長 室 勝弘（中央大学政策文化研究所 客員研究員 博士<総合政策>）
 - 理事 光眞 章（元警視庁鑑識課長）ほか
- 定款に定める事業
 - (1)足紋に関する理解を広く周知する広報、宣伝事業
 - (2)地域や自治体、防災団体等での講習会や採取会の開催による普及啓発事業
 - (3)足紋に関する調査研究事業
 - (4)足紋を採取する機器・資材及び足紋の管理システムの開発研究事業
 - (5)その他目的を達成するために必要な事業
- 令和2年度の主な活動方針
 - ～「コロナ禍」の現状から以下の活動を実施予定～
 - ・「足紋」についての認知度調査のためのアンケート調査及び普及啓発
 - ・足紋採取機材の開発研究
 - ・足紋の管理システムの開発研究
- 会員制度
 - ・正会員（個人：5,000円、団体：10,000円）
 - ・賛助会員（個人：1口3,000円、団体：1口5,000円）1口以上
ご寄附はご随意にて

※ 会員（及びサポーター）募集中
・・・お問合せ先 事務局 03-3298-2300 まで

令和2年2月27日

「特定非営利活動法人全国足紋普及協会」の設立に当たつて

稻葉光彦
(常葉大学学事顧問・法学博士)

理事長

未曾有の被害をもたらした東日本大震災から早9年を迎えた被災地の復興が図られていることが報道されている。こうした中2500人を超える行方不明者を未だに捜索する警察や消防、海上保安庁の尽力に深く感謝すると共にご遺族の心中を察するに思い余るものがある。

その一方、身元が判明せず遺族のもとに帰れない60人ものご遺体があることは心が痛むことである。

警察の検視や身元確認は、災害や火災による損傷のためご遺体が悲惨な状態にあり、その活動は困難を極めたと聞く。こうした中でご遺体の取り違えもあつたとも報道されている。

身元確認が科学的方法であれば見誤ることはないのですが、発災直後に科

学的方法を待たず、関係者の証言に基づく身体特徴、着衣などで判断をしたこ

とによるものであろう。多数のご遺体が収容され混乱する中で、早く家族の許に”との心情に沿わんとしたことが誤認を招いたと推察するに難くない。

ところで、身元確認の科学的方法について、元鑑識課の専門官が、指紋、DNA型、歯形の3方法について解説していた。いずれの方法も全国民の資料が

完全に存在するとは言えず、指紋は警察が管理する犯罪歴のある方に限られる、DNA型は通常血縁親族の存在が必要、歯形は歯科医のカルテが必須などそれぞれの照合に隘路があるという。そして個人情報であるもののプライバシーを最も侵害しない科学的方法として「足紋」の活用を提案している。

足紋は足の裏にある皮膚文様で、指紋と同様に万人不同、終生不变のもので、生涯に1回、採取・保管しておけば、災害や事故など思わず事態に遭遇しても身元確認には有効であるという。指紋と異なり足紋自体が活用されている分野が皆無であることから、悪用の途がなくしかも偽造が困難であるとも説明している。国民全員に強制することはできないが、希望者には同意を得て採取と保管を公的機関で行うべきではないかという提言に賛同するものである。

さらに考へるに、虹彩や静脈、顔など生体認証は死体では活用できないが、各機関が管理する個人識別可能な試料、例えば指掌紋であれば入国管理局、銀行ATM認証、施設セキュリティに管理された試料が現存する。DNA型は、医療機関や赤十字で管理されている。それらは目的に沿って厳重に管理されるため、利活用が極めて制約されるものになつてていると聞く。一旦急の事態の身元確認に限つては試料の活用を可能にする法整備を平時に進めておく必要があるのではないか。

首都直下地震や南海トラフ地震では膨大な犠牲者が予想されている。昼間の時間帯では人の流動が激しくご遺体と被災の場所と関連付けできないし、身に着けた身分証類や身元に繋がる所持品、指輪・ピアスなどの装身具がその場にあるとは言い難い世の中になつている。

東日本大震災や熊本地震の発災直後、被災地に出没した”火事場泥棒”的横行が懸念されるのである。日本人の良心が失われていることを嘆いている暇はない。警察の検視・身元確認業務がご遺族の心情に応えつつ確実にかつ速やかに行われ、被災地の治安維持と復興に警察力が効率的に注力されることを強く願うものである。

NPO法人

認知度調査

指紋と同様に、足の皮膚にも人によって異なる紋様「足紋」がある。足紋の活用を推進するNPO法人「全国足紋普及協会」(東京都品川区)は、足紋を登録しておけば、大規模災害時の身元確認に役立てられるとして、9月1日の「防災の日」を前に、首都圏の自治体にアンケートを送付。認知度を調査するとともに普及に努めている。

足紋は主に足の指の付け根付近で採取、指紋と同じく人によってそれぞれ特徴があり、「終生不变」でもある。このため個人を識別するツールになる。指紋に比べ認知度が低いのは、路上での事件はもちろん、屋内の事件でも、ほとんどの犯人は靴や靴下を着用しており、事件で活用される頻度が低いからだ。

一方で、多数の死者を出す大規模災害時には、従来の歯型やDNA型などに加えて、遺体の身元判明に役

立つことができる。傷んだ遺体でも、靴や靴下をはいていれば、足紋は比較的残りやすいからだ。

ただ、そのためには足紋のデータが登録されていることが前提だ。指紋に比べ抵抗は少ないとされるが、データを管理する組織はどこがよいかなど課題が残されており、自治体アンケートでも尋ねている。協会で

指紋と同じ「不变」

はスポーツのイベントなどで「採取会」を開き、知名度アップとデータを増やすよう取り組む方針だ。

指紋	足紋
人によって異なる「終生不变」	人によって異なる「終生不变」
事件検査で多用	事件現場に残るのはまれ
全国の警察でデータベース化	一部警察で採取せず
生体認証でも使用。慎重な管理が必要	皮膚が硬く遺体が損傷しやすい

協会の理事長で常葉大法学部の稻葉光彦特任教授(社会保障)は「大規模災害では身元の分からぬ縁仮が多く発生する。足紋を身元判明の手がかりにしていきたい」と話した。(橋川玲奈)



災害時 身元確認に

事件解決にも

足紋が捜査に活用されることはあるまいだが、大阪府警が少年3人を逮捕した強盗事件では、現場に残された足紋が容疑者の特定に大きな役割を果たした。

7月21日夕、男子高校生(16)が、折り畳みナイフを持った面識のない少年3人に取り囲まれた。3人は、男子高校生を近くのコンビニエンスストアに連れて行き、ATM(現金自動預払機)で引き出させた1万円を奪って逃走した。

通報を受けてコンビニの防犯カメラ調べていた捜査員の読み通り、鑑識課員が床を調べると、大量の足紋が見つかった。

現場周辺の防犯カメラ映像などから、容疑者の絞り込みが進み、捜査対象となつた1人の足紋を府警が把握していたことから、コンビニに残された約30の足紋と照合。一致したことを見たところから、府警は同拠の一つとして、府警は同月27日、強盗容疑で16歳の少年3人を逮捕した。

事件で活用されることがあまりない足紋だが、重大事件で捜査の鍵を握ることがある。捜査関係者による

現場に残され容疑者特定

捜査員は、ある場面に着目した。

少年の1人がなぜか靴

を脱ぎ、素足で店内を歩き回っていたのだ。

「足紋が取れる」。捜査

員の読み通り、鑑識課員が

床を調べると、大量の足紋

が見つかった。

現場周辺の防犯カメラ映

像などから、容疑者の絞り

込みが進み、捜査対象とな

つた1人の足紋を府警が把

握していたことから、コン

ビニに残された約30の足紋

と照合。一致したことを見たところから、府警は同月27日、強盗容疑で16歳の少年3人を逮捕した。

事件で活用されることがあまりない足紋だが、重大

事件で捜査の鍵を握ることがある。捜査関係者による

強調する。(桑波田仰太)

だ、県警は前回の逮捕時に足紋を取つておらず、有力な証拠を捜査に生かすことできなかつた。

容疑者を逮捕しても足紋を採取しない警察本部はあるが、大阪府警では昭和40年代から採取を継続し、延べ約32万人分を保管。採取の契機となつたのは、未解決事件の現場に足紋が残つたことだつた。

指紋のような検索システムは構築されておらず、手作業で鑑定する必要があるなど出番が少ないゆえの課題もある。だが府警幹部は「今回のように防犯カメラ映像とつなげなければ容疑者の特定に大きな役割を果たすことができる」と強調する。(桑波田仰太)